

エ 介護予防に関する効果の評価方法

オ その他介護予防関連事業の効果的・効率的実施に資する内容

4 研修期間及び受講人員

研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。

5 開催回数

開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。

6 開催場所

研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。

7 実施上の留意事項

研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。

第7 介護予防関連事業の事業評価

1 趣旨

都道府県は、市町村が実施する介護予防関連事業について、その実施状況及びその事業による介護予防の効果等に関する情報の収集・分析並びに市町村に対する助言を行う。

2 事業評価の内容

支援委員会は、次に掲げる事項について評価を実施し、都道府県に報告する。

(1) 実施内容・方法

(2) 実施体制

(3) 介護予防の効果

(4) その他介護予防関連事業の効果的実施に資する事項

3 事業評価結果の公表等

都道府県は、市町村の行う介護予防関連事業の評価結果について、市町村に還元するとともに、公表する。

4 国の取組への協力

国においては、別に定める「継続的評価分析支援事業実施要綱」において

介護予防関連事業の効果の評価を行うこととしており、都道府県は、国の求めに応じて本事業の検討結果の提供等、必要な協力を行うものとする。

5 実施上の留意事項

- (1) 都道府県は、事業評価の実施に当たっては市町村や事業者と十分に連絡・調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し、事業評価の趣旨を周知徹底して積極的な協力を求めるものとする。
- (2) 介護予防関連事業の事業評価に関する国や他の都道府県の取組との連携を十分に図るよう努めるものとする。
- (3) 事業評価結果の公表に当たっては、介護予防関連事業の利用者の個人情報の保護に十分に配慮するものとする。

第8 報告

都道府県は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第9 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勧案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第10 施行期日

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。